

建設工事請負契約に係る最低制限価格の算出方法の変更について

令和5年4月1日以降に入札公告（指名通知）を行う建設工事から、最低制限価格の算出方法を変更します。

○最低制限価格の算出方法

これまで最低制限価格は、直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費等の額×55%で算定していましたが、**変更後は、一般管理費等の額に乘じる率を68%とします。**

上記の方法により算出した額が、予定価格に92%を乗じて得た額を超えるときは92%を乗じて得た額、予定価格に75%を乗じて得た額に満たないときは75%を乗じて得た額となります。

予定価格算出の基礎となった	現行	変更後
直接工事費の額	97%	97%
共通仮設費の額	90%	90%
現場管理費の額	90%	90%
一般管理費等の額	55%	68%

○従前の算出方法（令和2年4月1日以降適用）

直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×55%

※ 上記の計算式により算出した額が、予定価格に92%を乗じて得た額を超えるときは92%を乗じて得た額、予定価格に75%を乗じて得た額に満たないときは75%を乗じて得た額

○変更後の算出方法（令和5年4月1日以降に入札公告等を行なう工事から適用）

直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%

※ 上記の計算式により算出した額が、予定価格に92%を乗じて得た額を超えるときは92%を乗じて得た額、予定価格に75%を乗じて得た額に満たないときは75%を乗じて得た額